

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の概要

平成 29 年 4 月
自然環境課

1 計画策定の目的及び背景

平成 24 年 3 月に第 3 期計画を策定後、平成 23、24 年度に実施した生息調査の結果を踏まえ、平成 25 年 3 月に計画を変更した。その後、捕獲頭数は増加したものの、農業被害は依然として高いレベルで推移しており、捕獲の範囲（分布）も拡大傾向が見られる。

平成 27 年 5 月には、鳥獣保護法の改正に伴い、平成 25 年度に実施した生息調査の結果も反映しつつ、第二種特定鳥獣管理計画を策定したところであるが、今回、平成 29 年 3 月 31 日をもって計画期間が満了することから、引き続き農林業被害の軽減と個体群の安定的維持を図ることを目的として第 4 期計画を策定するものである。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

4 管理が行われるべき区域

広島県全域（島しょ部を除く。）とする。

5 管理の目標

- ① 農林業被害を社会的な許容範囲内に抑える。
- ② 地域個体群を自然環境とバランスの取れた形で安定的に維持する。特に、自然植生への圧力が大きい地域ではその軽減を図る。
なお、モニタリング調査の結果を踏まえて計画を検証し、計画と施策に反映させるものとする。

6 個体群管理（数の調整）に関する事項

- ① 個体群管理の考え方・目標
 - ・白木山系地域個体群と竹原地域個体群に分かれていたが、両地域の分布が連続し境界が不明瞭となっていることから、両個体群を一体として取り扱うこととする。
 - ・国が示すガイドラインに沿った密度管理を目指す。また、国が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(H25.12)で示した「平成 35 年度に生息頭数を半減する」という目標に沿った形とする。
- ② 捕獲対策の推進
 - ・狩猟期間の 2 月末日までの延長を継続する（11 月 15 日～2 月末日）。
 - ・県内全域（島しょ部を除く）において、狩猟での捕獲頭数を無制限とする。
 - ・効率的な捕獲を行うため、猟法（くくりわな）禁止区域を除く地区において、くくりわなの輪の直径に係る禁止事項の解除を継続する（直径 12cm 超使用可）。
- ③ 年度別事業実施計画に基づく管理施策の展開
 - ・生息頭数減少への誘導と管理目標への確実な到達を図るため、年間計画捕獲数の目安を設定する。
- ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業の導入
 - ・生息頭数を適正な密度に減少させるため、実施の必要性を吟味して事業に取り組む。
- ⑤ 保護管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上
 - ・狩猟免許試験の県内各地及び休日での開催や狩猟の社会的役割の PR 等による新規の狩猟免許取得を促進するとともに、狩猟後継者の確保を図る。
 - ・わな架設講習会、安全狩猟射撃講習会等の開催による鳥獣の知識や捕獲技術の向上に努める。
 - ・指定管理鳥獣捕獲等事業における新たな捕獲技術の導入を図るとともに、事業者の確保・育成に努める。

7 生息地の保護及び整備に関する事項

- ・餌源対策など管理主体等の協力体制を整える。

8 その他管理のために必要な事項

- ① 被害防除対策（集落ぐるみで集落の餌場化の防止、侵入防止柵の設置等の対策の推進）
- ② モニタリング等の調査研究の拡充
- ③ 計画の推進体制の整備等